

介護保険ケアプラン届出（生活援助中心型訪問介護一定回数以上のもの）について

厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置付けるケアプランを作成した介護支援専門員は、ケアプランを届け出てください。

【届出時に提出するもの】

1. 介護保険ケアプラン届出書（生活援助中心型訪問介護一定回数以上のもの）[指定様式]
2. ケアプラン等の写し
介護保険ケアプラン届出書内、「届出に係る添付書類」に記載されている書類の写しを提出してください。

【届出期限】

ケアプランを作成又は変更した月の翌月末日（末日が休日の場合は、その直前の開庁日）

ただし、平成30年10月、11月、12月に作成又は変更したケアプランについては、平成31年1月31日（木）までに御提出ください。

- ※ 「作成」とは更新に伴う作成を含みます。
- ※ 「変更」とは生活援助中心型訪問介護に係る変更を行った場合をいいます。
- ※ いわゆる軽微な変更を行った場合については届出は不要です。

【届出先】

介護保険課管理給付係（旭川市役所総合庁舎2階14番窓口）

- ・ 届出内容を確認後、届出のあった月の翌月末を目処に結果を通知します。
- ・ 担当介護支援専門員に電話や検討会議への出席等で内容の確認を行う場合があります。
- ・ 検討会議の結果、届出のあったケアプランの再検討を求める場合があります。
- ※ 再検討を求める場合について必ずしも変更を要するものではありません。

【厚生労働大臣が定める回数】（平成30年12月現在）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

【担当】

〒070-8525 旭川市6条通9丁目
介護保険課管理給付係（電話25-6485）
長寿社会課地域支援係（電話25-5273）